

# アフターサービス基準一覧表

項目		現象	保証期間	適用除外	
構造耐力躯体部分	基礎	・不同沈下、ひび割れ、欠損、不陸、たわみの著しいもの	10年	・コンクリートの乾燥収縮に起因する構造上支障のないもの	
	柱・横架材・小屋組・土台・斜材	・傾斜、欠損、腐食、破断、変形、たわみの著しいもの		・木材の乾燥収縮による、構造上支障のないもの ・材料特性の異なる構造材又は下地材の接合部に発生した亀裂、欠損	
	壁(内部耐力壁)	・傾斜、ひび割れ、欠損、腐食、破断の著しいもの		・木材の乾燥収縮による、構造上支障のないもの	
	床(床版)	・傾斜、破断、変形、振動、たわみの著しいもの		・木材の乾燥収縮による、構造上支障のないもの ・床自体の重量や家具、人等の荷重による構造上支障のないたわみ ・表面仕上げ部分を除く	
	屋根(屋根版)	・変形、たわみの著しいもの		・請負者が関与しない屋根面の歩行に起因するもの ・設備、機械等の屋根面上の設計時想定外の载荷によるもの ・雨漏りによる家具、調度品等の汚損(二次被害)	
防雨止水する浸部入分を	屋根の防水層・外壁の防水層	・屋内への雨漏り ・雨漏りによる室内部材の著しい損傷、及び構造躯体もしくは屋内仕上げの汚損(カビ、しみ等) ・仕上材の剥がれの著しいもの	10年	・台風、暴風雨等による外壁開口部からの一時的な雨水の侵入(換気扇、換気口を含む) ・雨樋等排水部分の詰まりやメンテナンス不良に起因するもの ・雨漏りによる家具、調度品等の汚損(二次被害)	
	外壁開口部に設ける枠、戸				
	外壁の内部、屋内にある雨水の排水管				
	建物一体型バルコニーの防水部分				
構造躯体以外の下地及び仕上部分	屋根(破風・鼻隠含)	瓦葺	2年	・請負者が関与しない屋根面の歩行に起因するもの ・設備、機械等の屋根面上の設計時想定外の载荷によるもの ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる	
		コロニアル、シングル葺			・亀裂、剥れ、ずれの著しいもの、脱落
		ガルバリウム鋼板葺、トタン葺			・剥れ
	雨樋	軒樋、タテ樋、金物(取付)	・変形、亀裂、排水不良、取付不良	2年	・標準以上の積雪、凍結、及び枯葉の詰まりによるもの
	基礎	仕上げ材	・モルタルの亀裂、剥がれの著しいもの	2年	・0.3mm以下の微細な亀裂 ・白華現象
	外壁	サイディング	・亀裂、剥れ、欠損、変形の著しいもの	2年	・強度上、機能上支障のない軽微な亀裂、浮き、剥がれ ・自然の汚れ ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる ・雨漏りを伴わないシーリング材の表面劣化
		リシン吹付、塗り壁	・亀裂、剥れの著しいもの		
		タイル	・亀裂、剥れの著しいもの		
		シーリング	・破断の著しいもの		
	内壁	クロス	・ひび割れ、剥れ、浮き、継ぎ目の隙間、段差、変退色の著しいもの	1年	・冷暖房機器の局所的又は過度な使用によるもの ・直射日光による日焼け等の仕上げ材の変質、退色 ・自然変化による隙間 ・隙間2mm以下、亀裂3mm以下を除く
		漆喰、珪藻土	・ひび割れ、剥れ、変退色の著しいもの		
		京壁ジュラ	・ひび割れ、剥れ、変退色の著しいもの		
		銘木合板、板張	・ひび割れ、継ぎ目の隙間、変退色の著しいもの		
		下地材	・反り、剥がれ、割れの著しいもの		
	床	フローリング	・反り、剥れ、きしみの著しいもの	1年	・直射日光による日焼け等の仕上げ材の変質、退色 ・重量物設置に起因するもの ・冷暖房機器の過度な使用によるもの ・汚れ、軽微なひび割れ ・重量物設置による凹み ・カビ、直射日光による畳の変質、退色 ・欠損は引渡し確認時まで
		タイル張り	・剥れ、浮きの著しいもの		
		クッションフロア・カーペット	・剥れ、浮き、段差の著しいもの		
		畳	・変退色、欠損、段差の著しいもの		
	天井	軒天	・ひび割れ、剥れ、継ぎ目の隙間、段差の著しいもの	1年	・設計時想定外の重量物設置に起因するもの ・強度上又は機能上影響のない亀裂及び、過度の冷暖房の使用によるもの
		室内クロス張り	・ひび割れ、剥れ、浮き、継ぎ目の隙間、段差の著しいもの		
		室内板張	・ひび割れ、継ぎ目の隙間、段差の著しいもの		
	外部建具	扉(アルミ製、樹脂製)	・取付・作動不良、変形、反りの著しいもの	2年	・ガラスの破損は引渡し時確認まで ・作動に支障のない反り、雨・直射日光による変色、退色 ・ガラスの破損は引渡し確認時まで ・網戸の破損は引渡し時確認まで ・強風による風圧などに起因するもの ・人為的な原因による過度な負荷(くさび、戸当たり、ストッパー等の使用によるものを含む) ・取扱い不適正に起因するもの
		窓(アルミ製、樹脂製)	・取付・作動不良、変形、反りの著しいもの		
		網戸(アルミ製)	・取付・作動不良、変形、反りの著しいもの、破れ		
		ドアクローザー	・取付・作動不良、故障		
		金具戸車、ノブ、鍵	・取付・作動不良、故障		
	内部建具	木製建具(障子・襖)、敷居	・反り、ひび割れの著しいもの、取付・作動不良、面材の剥がれ	2年	・障子、襖の破損は引渡し時確認まで ・作動に影響のない反り(9mm以下)、木材の乾燥収縮による微細なひび割れ(2mm以下) ・冷暖房機器の局所的又は過度な使用に起因するもの ・人為的な原因による過度な負荷(くさび、戸当たり、ストッパー等の使用によるものを含む) ・ゴミの詰まりによる作動不良、取扱い不適正に起因するもの
木製扉、ドア、引戸		・反りの著しいもの、取付・作動不良、面材の剥がれ			
ドアクローザー		・取付・作動不良、故障			
金具戸車、ノブ、鍵		・取付・作動不良、故障			
塗装	内部・外部(仕上面) ※工場塗装を含む	・白華、亀裂、剥れの著しいもの	2年	・塗装面の変退色、変形	

# アフターサービス基準一覧表

項目		現象	保証期間	適用除外	
外部部材	バルコニー	アルミ製外部手摺	・取付不良、変形、破損	2年	
		物干し金具	・取付不良	1年	
内部部材	造作戸棚、戸棚、収納家具		・材料の変質、反り、隙間、ゆるみの著しいもの	1年	・木材の乾燥収縮による軽微なひび割れ、変形
	カーテンレール		・取付不良	1年	・人為的な原因による過度な負荷
虫害	防蟻工事(防蟻処理を行った部分)		・ヤマトシロアリ又は、イエシロアリの発生による蝕害、損傷	5年	・畳、絨毯に発生するダニ類による被害 ・キノパッキンを使用する住宅はメーカーの定めによる
	木食い虫		・木食い虫による蝕害、損傷	2年	
電気設備	分電盤		・取付不良、作動不良、破損	2年	・落雷等の自然現象に起因するもの ・電力等供給会社の責任によるもの ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる ・蛍光灯、電球、電池等の消耗品
	電気配線、増幅器、分配器、TVアンテナ		・取付不良、結線不良、機能不良		
	壁スイッチ、コンセント		・取付不良、作動不良		
	照明器具		・取付不良、作動不良	1年	
	TVインターホン、プザー他		・取付不良、作動不良	2年	
	換気設備(換気ダクト)		・腐食、亀裂、漏気		
	換気設備(換気扇・屋外フード)		・製造メーカーの定めによる		
	エアコン、ルームヒーター、蓄熱暖房機、太陽光発電他		・取付不良、作動不良	1年	
火災警報器		・取付不良、作動不良			
設給排水	給水管		・水漏れ、亀裂	2年	
	排水管、トラップ通気管		・水漏れ、排水不良		
	給水栓(蛇口)		・取付不良、作動不良		
衛生設備	トイレ	便器	・水漏れ、排水不良、作動不良、取付不良	2年	・凍結による水漏れ、破損、異物の詰まりによる排水不良、パッキン等消耗部品による作動不良 ・水道の供給会社もしくは製造メーカーの定めがある場合はそれによる ・水栓の過剰な締め付けに起因するもの ・使用圧力が高いこと等によるウォーターハンマー現象に起因するもの ・薬品、塩素系洗剤等の継続的排水又は原液の排水に起因するもの ・熱湯の継続的排水に起因するもの ・換気不良により発生したカビに起因するもの ・水との化学反応で固形化する物の排水に起因するもの
		シャワー	・水漏れ、作動不良、取付不良		
	ユニットバス	浴槽本体	・漏水、亀裂、取付不良(防水性能)	5年	
		シャワー・水栓	・取付不良、作業不良	2年	
		換気扇	・取付不良、作業不良	1年	
		コーキング	・破断の著しいもの	2年	
	キッチン	キッチン本体	・取付不良、漏水、作動不良	2年	
		カウンター・キャビネット他	・取付不良、作動不良	2年	
		ガス器具・IHヒーター	・取付不良、作動不良	1年	
		タイル・パネル等のコーキング	・破断の著しいもの	2年	
洗面化粧台	洗面化粧台本体	・取付不良、漏水、作動不良	2年		
	コーキング	・破断の著しいもの			
給湯設備	給湯器	ガス給湯器	・取付不良、作動不良	1年	・電球、電池、パッキン等の消耗品及び凍結に起因するもの ・取扱い不適正に起因するもの ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる
		石油給湯器	・取付不良、作動不良		
		電気温水器	・取付不良、作動不良		
		エコキュート	・取付不良、作動不良		
	ガス、灯油設備	配管、栓	・供給業者の定めによる	2年	
		器具	・製造メーカーの定めによる		
		感知器	・取付、作動不良		
		灯油タンク	・製造メーカーの定めによる		
	灯油器具	・製造メーカーの定めによる			

※外周工事については、弊社で施工していない場合は保証範囲外となります。

外周工事	土工事(盛土、埋戻し、整地部分)		・沈下、陥没、隆起の著しいもの	2年	・周辺地域と同等の排水状態の場合
	コンクリート工事 (アプローチ・玄関土間・犬走り・テラス等)		・沈下、ひび割れ、剥がれ、不陸、隆起の著しいもの	2年	・仕上げ部分の幅2mm以下の亀裂 ・モルタル白華現象及び凍害に起因するもの
	タイル仕上(土間、玄関)		・割れ、剥れ、目地切れ、浮き	2年	・自然の汚れ、軽微なひび割れ、凍害に起因するもの
	境界壁(コンクリート壁、ブロック壁)		・亀裂、変形	1年	・構造上及び機能上影響のないもの
	フェンス		・取付不良	2年	・変色、退色 ・製造メーカーの定めによる
	カーポート、自転車置き場		・取付不良	2年	・変色、退色 ・台風、雪等の自然現象に起因するもの ・製造メーカーの定めによる
	ポスト、表札		・取付不良	1年	・変色、退色
	樹木、芝		・枯損、倒木、病虫害	1年	・管理不十分が起因のもの